

11月13日から

## マイナンバーを利用した情報連携が始まりました

行政管理課行政管理係

☎0824-73-1112

マイナンバーを利用した情報連携は、法律に基づいて行われるもので、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報を直接「やり取り」する全国的なシステムです。このシステムを使えば、転入時の児童手当の申請の際に、市町村の間でマイナンバーを利用して所得や課税の情報をやり取りし、前住所地の所得課税証明書の添付を省略することができます。

ただし、情報連携の対象でない手続きや、対象手続きであっても引き必要な添付書類があります。また、今後、添付書類が省略できる予定の手続きもありますので、手続きの際は、各担当課にお問い合わせください。

- 児童手当の申請：所得課税証明書
- 保育所の利用に当たつての認定申請
- 生活保護受給証明書・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 障害福祉サービスの申請：所得課税証明書・生活保護受給証明書
- 認定申請
- 問い合わせ

- 市町村の間でマイナンバーを利用する行政機関の間で情報連携を行なう行政機関の間で情報連..

「マイナポータル」運用開始  
マイナポータルとは、マイナンバーに関するインターネット上のポータルサイトで、次のサービスが利用できます。

- ①市町村の間でマイナンバーを利用して自分の特定個人情報をやり取りした履歴の確認／②行政機関が持つている自分の情報の内容の確認（例：所得情報、予防接種履歴など）／③子育てワックストップサービスとして、子育てに関する一部のオンライン手続き（現在整備中）

※利用にはマイナンバーカードが必要です。

※自宅のパソコンで利用する場合、インターネットに接続できるパソコンとマイナンバーカードに対応したICカードリーダライタが必要です。スマートフォンの場合は対応機種のみ利用できます。詳しくは、地方公共団体システム機構公的個人認証サービスポータルサイト（[https://www.ipki.go.jp/prepare/reader\\_writer.html](https://www.ipki.go.jp/prepare/reader_writer.html)）でご確認ください。

※市役所本庁・支所の専用パソコンからも利用できます。

○個人番号についての問い合わせ

内閣府マイナンバーコールセンター ☎0120-95-0178（通話料無料）

○マインナンバー制度に関する問い合わせ

市役所で確定申告をする方

番号の発行が必要な方

市役所で確定申告をする方

発行手続きに必要なもの

印鑑（世帯の代表者の印鑑）

受付場所

税務課市民税係

各支所地域振興室・市民生活室

利用者識別番号に関する問い合わせ

庄原税務署 ☎0824-72-1001

事前発行についての問い合わせ

税務課市民税係

または各支所地域振興室・市民生活室

平成30年2月・3月の確定申告から必要！

**利用者識別番号**

# 利用者識別番号を事前発行します



これまで住民告知放送や回覧などでお知らせしているとおり、平成30年2月・3月に市役所で確定申告をする場合は、自宅からインターネットを通じて申告する場合と同様に「利用者識別番号」が必要になります。

市役所本庁舎および支所では、申告当日の混雑を緩和するため、事前に「利用者識別番号」を発行しています。まだ番号を取得していない方は、受付期限までに手続きをお願いします。

市役所で確定申告をする方

コンドオンライン発行をすることも可能です。市の窓口以外で番号を取得した方は、番号（16桁）が発行されたページを印刷したものなど、番号が分かることを申告当日にご持参ください。

★既に番号を取得した方は今回手続きの必要はありません。

■利用者識別番号取得ページアドレス  
[https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU\\_AP/P/lnk/kaishiShinkaiKojin?SS00120](https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU_AP/P/lnk/kaishiShinkaiKojin?SS00120)

12月27日(水)までの9時～16時  
(土曜・日曜・祝日を除く)  
※発行には1番号につき5分程度かかります。

★「利用者識別番号」は、自宅のパソ

または各支所地域振興室・市民生活室

12月27日(水)までの9時～16時  
(土曜・日曜・祝日を除く)  
※発行には1番号につき5分程度かかります。

★「利用者識別番号」は、自宅のパソ

または各支所地域振興室・市民生活室